

福島県日本型直接支払交付金第三者委員会について

平成30年6月22日

福 島 県

福島県日本型直接支払交付金第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進を図るため、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)に基づき、福島県日本型直接支払第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び実施状況の点検に関すること。
- (2) 対象組織等の取組の評価及び指導、助言に関すること。
- (3) 県が定める基準等の審査・検討に関すること。
- (4) 中山間地農業振興計画等の審査・検討に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、知事に提言等を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は7人以内とし、中立的で利害関係を有しない有識者の中から知事が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。
- 3 委員は再任されることを妨げない。
- 4 委員に事故があるときは、その委員を補欠することができる。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、農林水産部長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の座長は、委員長を充てる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 4 団体の推薦を受けて選出された委員は、やむを得ない事由により委員会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、環境保全農業課及び農村振興課で処理する。
- 2 委員会の庶務に係る詳細な役割については、別途に取扱を定める。

(雑則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福島県多面的機能支払第三者委員会設置要綱（平成27年6月30日施行）、福島県中山間地域等直接支払制度評価検討会設置要綱（平成12年4月19日施行）は廃止する。

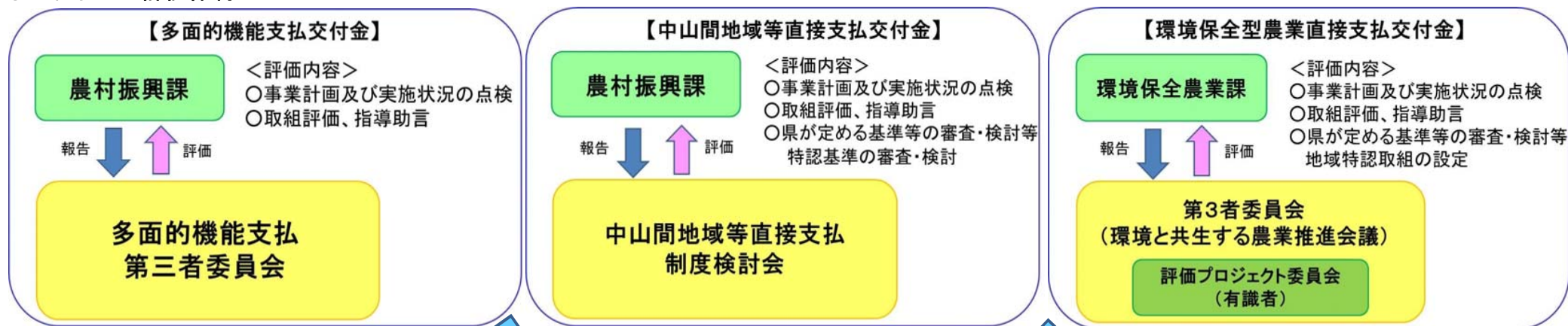
福島県日本型直接支払交付金第三者委員会の設置について

平成30年1月17日
環境保全農業課
農村振興課

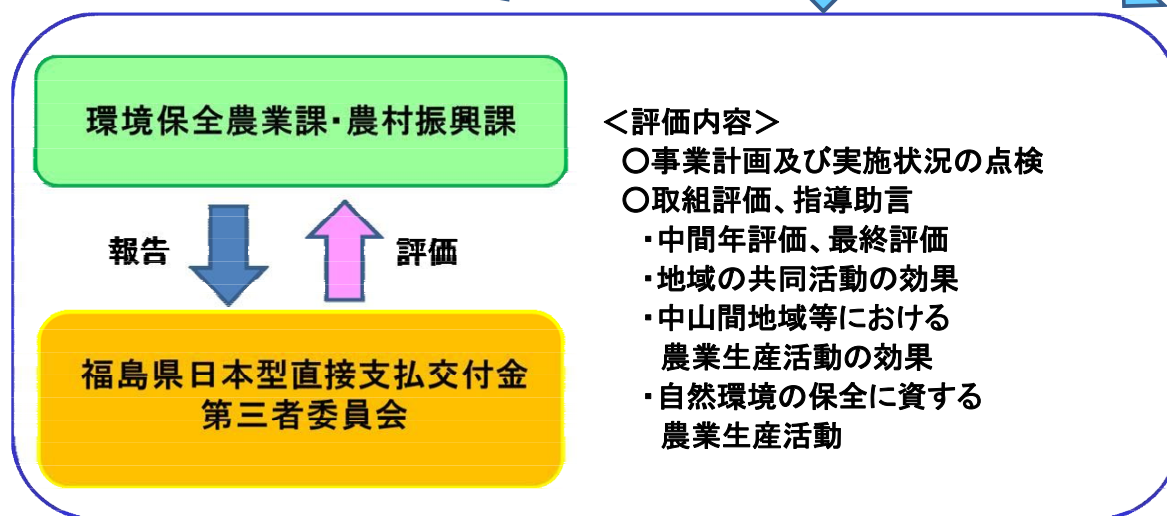
趣旨

評価体制を一本化することにより、日本型直接支払交付金による支援を多角的に点検・評価することで、「農業・農村の多面的機能の維持発展」や「福島県の農業・農村振興施策への寄与」を総合的に評価する。

○これまでの評価体制



○平成30年度以降の評価体制

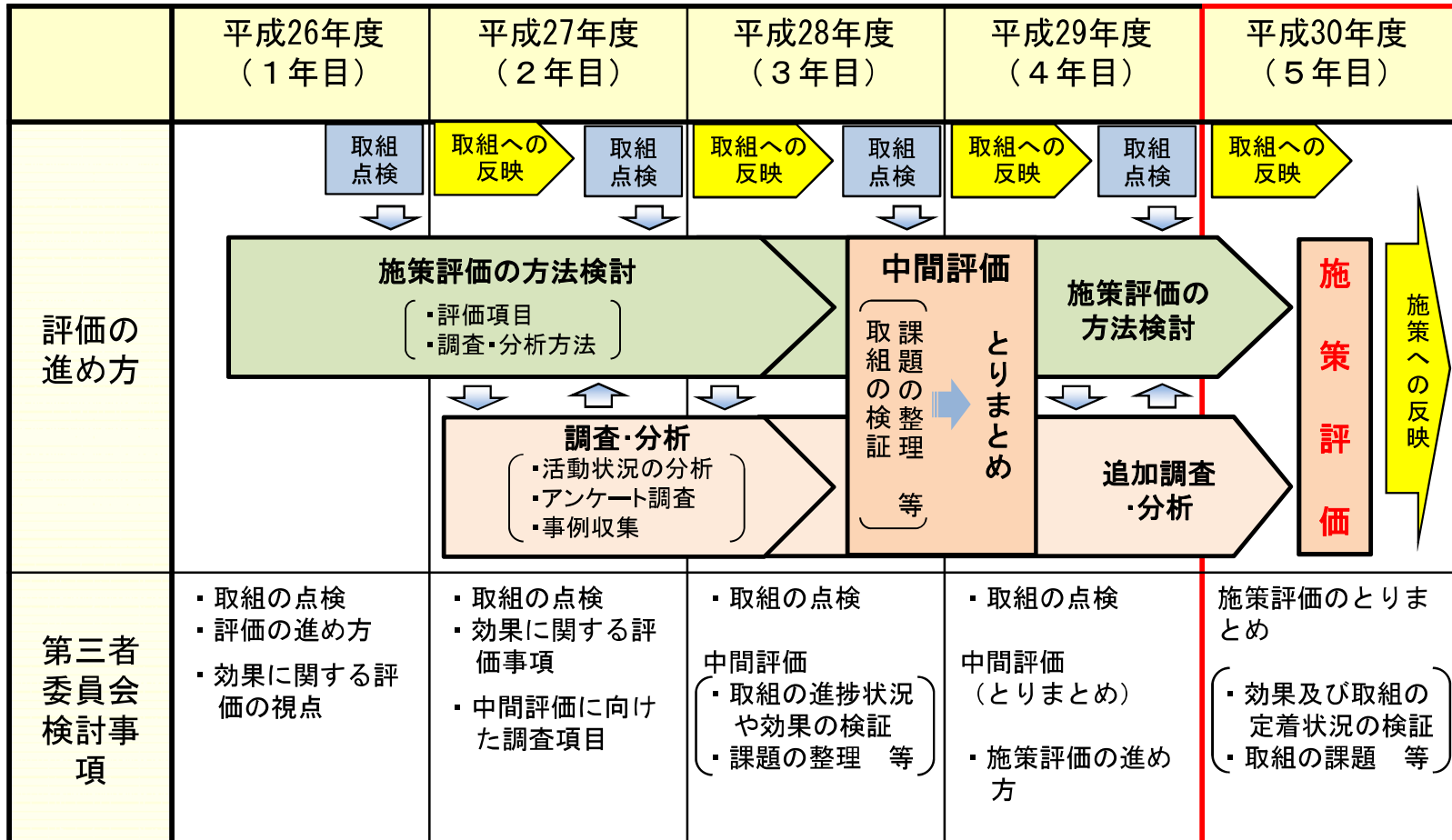


委員の構成	
委員 7名(任期2年以内)	
ア 学識経験者	2名
イ 農業団体	1名
ウ 消費者団体	1名
エ NPO法人(地域づくり等)	1名
オ 自然・環境保護団体	1名
カ 民間の有識者(公募委員)	1名

1 施策評価の進め方

【多面的機能支払】

- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 第三者委員会における検討を踏まえ、3年目(平成28年度)に中間評価、**5年目(平成30年度)に施策評価を実施。**



【農林水産省資料より抜粋】

2 施策評価の考え方と評価項目

1 施策評価の考え方

本交付金の実施に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、本交付金への取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、国民の理解の促進に努めることが必要。

本交付金は、平成30年度に5年目を迎え、取組の一定の拡大、定着が図られていると考えられることから、取組実績等による定量的評価と聞き取り調査等による定性的評価を組み合わせ、第三者委員会の意見も踏まえつつ、本交付金の効果や事業の仕組み等の評価を行い、施策評価として取りまとめ、平成31年度以降の制度改正に反映。

2 施策評価の項目

(1) 取組の実施状況と評価

(2) 活動の実態と評価

- ① 実施体制
- ② 活動規模
- ③ 活動項目
- ④ 活動時間

(3) 効果の検証

- ① 地域資源の保全管理
- ② 農村環境の保全・向上
- ③ 農業用施設の機能増進
- ④ 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献
- ⑤ 構造改革の後押し等地域農業への貢献
- ⑥ 自然災害の防災・減災・復旧
- ⑦ その他

(4) 制度の仕組みの検証

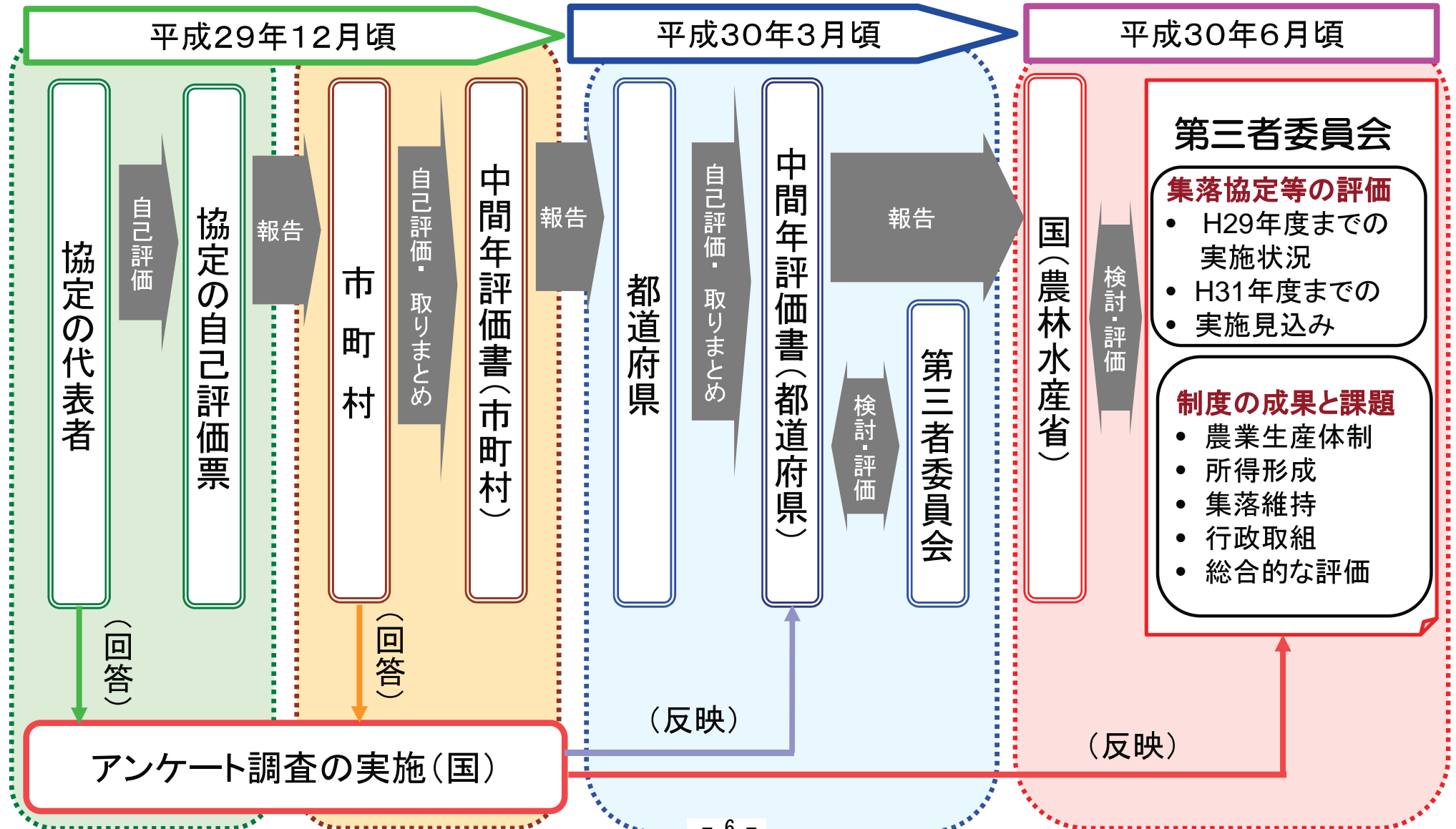
- ① 支払の仕組み
- ② 交付単価
- ③ 施設の長寿命化
- ④ 事務手続き

(5) 取組の課題と今後の施策のあり方

- ① 取組の課題
- ② 施策のあり方
- ③ 今後の提言

中山間地域等直接支払制度中間年評価の流れ

中間年評価は、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において、① 集落協定等で定めた農業生産活動等として取組むべき事項の実施状況等、② 耕作放棄の抑制、集落の維持等 ③行政の取組等の成果と課題を明らかにし、協定への支援、制度全体の見直しなどに活用することを目的。



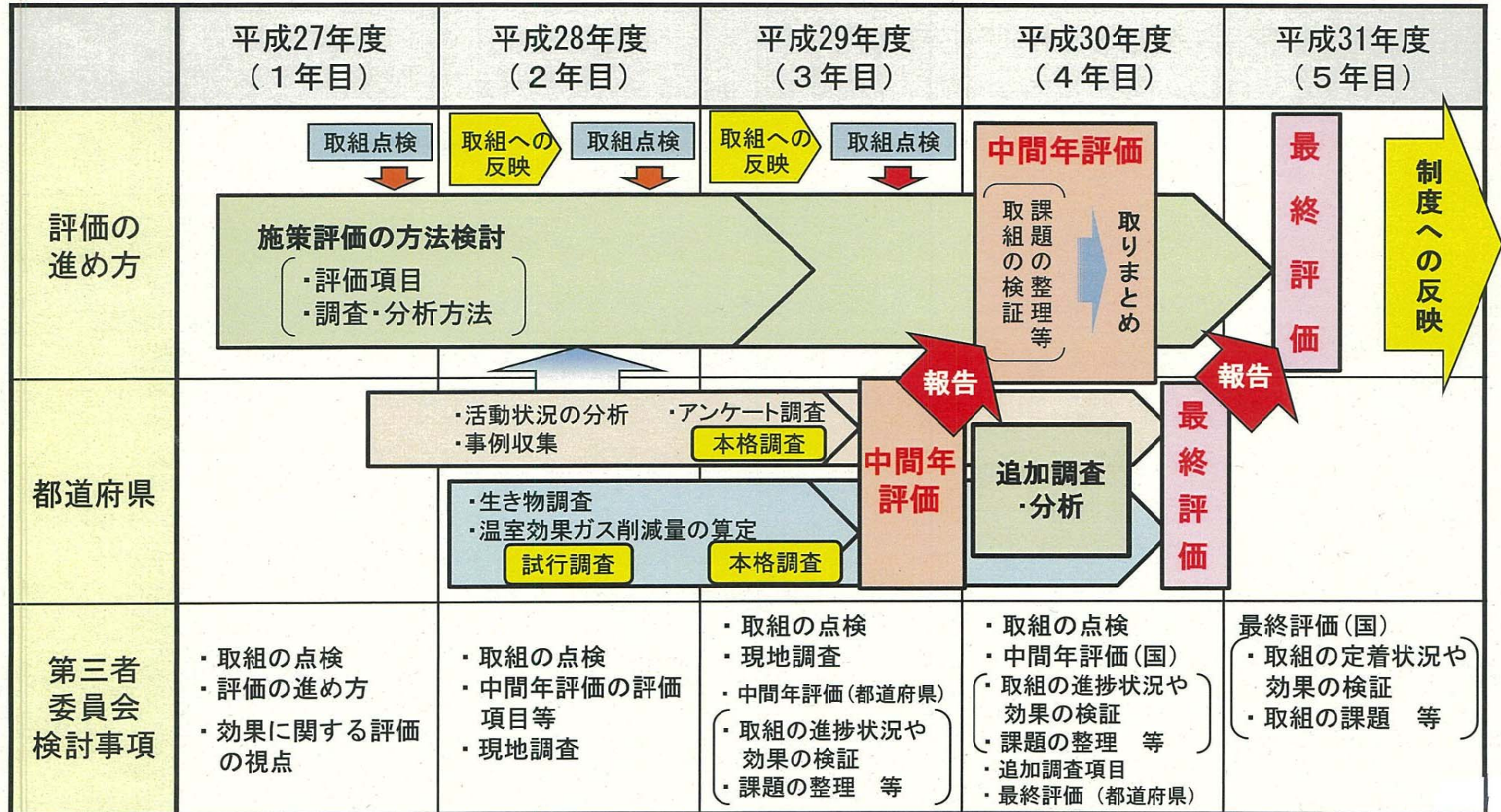
中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の中間年評価項目

項目	評価主体	評価手法	評価内容
1. 農業生産体制 (定量評価) 〔農業生産活動等の基礎となる農業経営体の動向、農地の利用状況等〕	市町村 都道府県、国	実施状況 自己評価	(A要件)機械・農作業の共同化、担い手への農地集積・農作業委託、農業生産条件の強化 (B要件)新規就農者、生産組織等オペレーターの確保 (その他)集落協定参加者の内訳 等
	国	センサス	農業経営体数、経営耕地面積、規模別農家数、組織経営体数、経営耕地面積、借入耕地面積、年齢別農業従事者数、農業の後継者有無別農家数 等
	国	センサス 実施状況	実施状況データ及び農林業センサス等のデータを活用し、本制度に取り組んだ場合の耕作放棄地発生防止面積等を推計
2. 所得形成 (定量・定性評価) 〔農業生産活動等の持続的発展に向けた作物生産の動向、6次産業化の状況〕	市町村 都道府県、国	実施状況 自己評価	(A要件)高付加価値農業の実践 (B要件)地場産農産物等の加工販売、消費・出資の呼び込み
	国	センサス	作物別作付面積、農業生産関連事業経営体数 等
	国	取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・本交付金による日当や地域内からの資材調達及び個人への配分額 ・集落営農・農業法人の設立や加工・直売事業による販売額、雇用賃金、地域からの原材料仕入額等 ・取組の経緯、成功要因等
3. 集落維持 (定量・定性評価) 〔共同取組活動の実施に必要な集落機能(コミュニティ)の強化に向けた取組状況〕	市町村 都道府県、国	実施状況 自己評価	(農業生産活動等)耕作放棄地の防止、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動 「C要件」の取組協定数、農業生産活動等が困難となった場合の支援体制の内訳等
	国	センサス	寄合の回数別農業集落数、寄合の議題別農業集落数、活性化のための取組を行っている農業集落数 等
	国	取組事例	本制度の基礎単価のみに取り組み、集落活動を維持できている地域を対象に取組の経緯、内容、成功要因、A及びB要件の取組を実施するに当たっての課題等
4. 行政取組等の評価 〔市町村、都道府県による協定への支援活動等〕	市町村 都道府県 国	市町村及び都道府県の中間年評価書	(市町村) 推進体制の状況、協定への支援活動等の成果と課題を踏まえた自己評価
			(都道府県) 推進体制の状況、市町村への支援活動等の成果と課題を踏まえた自己評価
			(国) 市町村・都道府県の推進体制及び支援活動等の取りまとめ・分析
5. 制度全体の総合的な評価 〔協定の総合評価 ・都道府県の評価結果 ・アンケート調査結果 ・制度の効果と課題 ・今後の制度のあり方 (第三者委員会の意見等)〕	市町村 都道府県 国	1～4の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・1～4の評価結果及びアンケート調査による総合的な評価
		アンケート調査	<p><協定及び市町村に対するアンケート調査></p> <p>【アンケート調査の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期対策～10年後も活動を維持できる体制整備の状況 ・体制整備要件の効果と継続見込み ・広域化、集落間連携等の効果と継続見込み ・人材確保、育成の状況 ・耕作放棄地の防止、集落維持に関する効果 ・本制度の必要性、改善点 等
6. 集落協定・個別協定の概要	市町村 都道府県、国	実施状況	集落協定・個別協定の概要、取組内容

第三者委員会による評価 (評価の進め方)

【環境保全型農業直接支払】

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、制度に反映。
- 都道府県による中間年評価や最終評価を踏まえ、国は平成30年度に中間年評価、平成31年度に最終評価を実施。



61 中山間地農業ルネッサンス事業

【40,000(40,000)百万円】
(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<背景／課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な経営の展開を通じて活躍していくことで、中山間地農業を元気にする必要があります。

政策目標

地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300(21,300)百万円

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- (4) 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- (5) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500(18,500)百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- (6) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金[新たに設定]

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (7) 中山間地域等直接支払交付金

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------------------|----------------------|----------------|
| 1、2(6)、3(4)、(7)の事業 | 農村振興局地域振興課 | (03-3502-6286) |
| 2(2)、(5)の事業 | 農村振興局地域整備課 | (03-3502-6098) |
| | 農村振興局都市農村交流課 | (03-3502-5946) |
| 3(3)の事業 | 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 | (03-3591-4958) |
| 3(1)の事業 | 農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 | (03-6744-2197) |
| 2(4)の事業 | 食料産業局産業連携課 | (03-6738-6474) |
| 2(1)の事業 | 生産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| 3(2)の事業 | 生産局農業環境対策課 | (03-6744-0499) |
| 3(5)の事業 | 生産局飼料課 | (03-3502-5993) |
| 2(3)の事業 | 経営局経営政策課 | (03-6744-0576) |
| 3(6)の事業 | 林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室 | (03-3502-0048) |

中山間地農業ルネッサンス事業
平成30年度予算概算決定額 400 億円(優先枠等を設けて実施)

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

中山間地農業ルネッサンス推進事業(拡充) 【2億円】

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援
優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進

- | | |
|---|--|
| <p>国の支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い農業づくり交付金 ・ 農業農村整備関係事業【拡充】 ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備 ・ 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等) |
|---|--|

連携事業 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)【拡充】

地域を下支え
地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 多面的機能発揮を図る地域の共同活動 ○ 放牧の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地の解消 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用 ○ 農業と林業との多様な連携 等 |
|--|--|---|

- | | |
|---|---|
| <p>国の支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払交付金【拡充】、環境保全型農業直接支払交付金 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業(侵入防止柵、処理加工施設等)【運用改善】 ・ 荒廃農地等利活用促進交付金【拡充】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型 ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金【新たに設定】 |
|---|---|

連携事業 中山間地域等直接支払交付金【運用改善】

中山間地農業ルネッサンス事業に関連する事業の優遇措置

中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ・ 専門家等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等を推進するための都道府県等の活動を支援
- ・ 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

1. 農業農村整備関係事業

(1) 農業競争力強化基盤整備事業

- ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
- ・ 農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
- ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）

(2) 農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施

2. 強い農業づくり交付金

上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施

3. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備

加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

4. 農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

1. 多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）

2. 環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除

3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

4. 荒廃農地等利活用促進交付金

新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援

5. 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

連携事業

1. 中山間地域等直接支払交付金

集落戦略（地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）

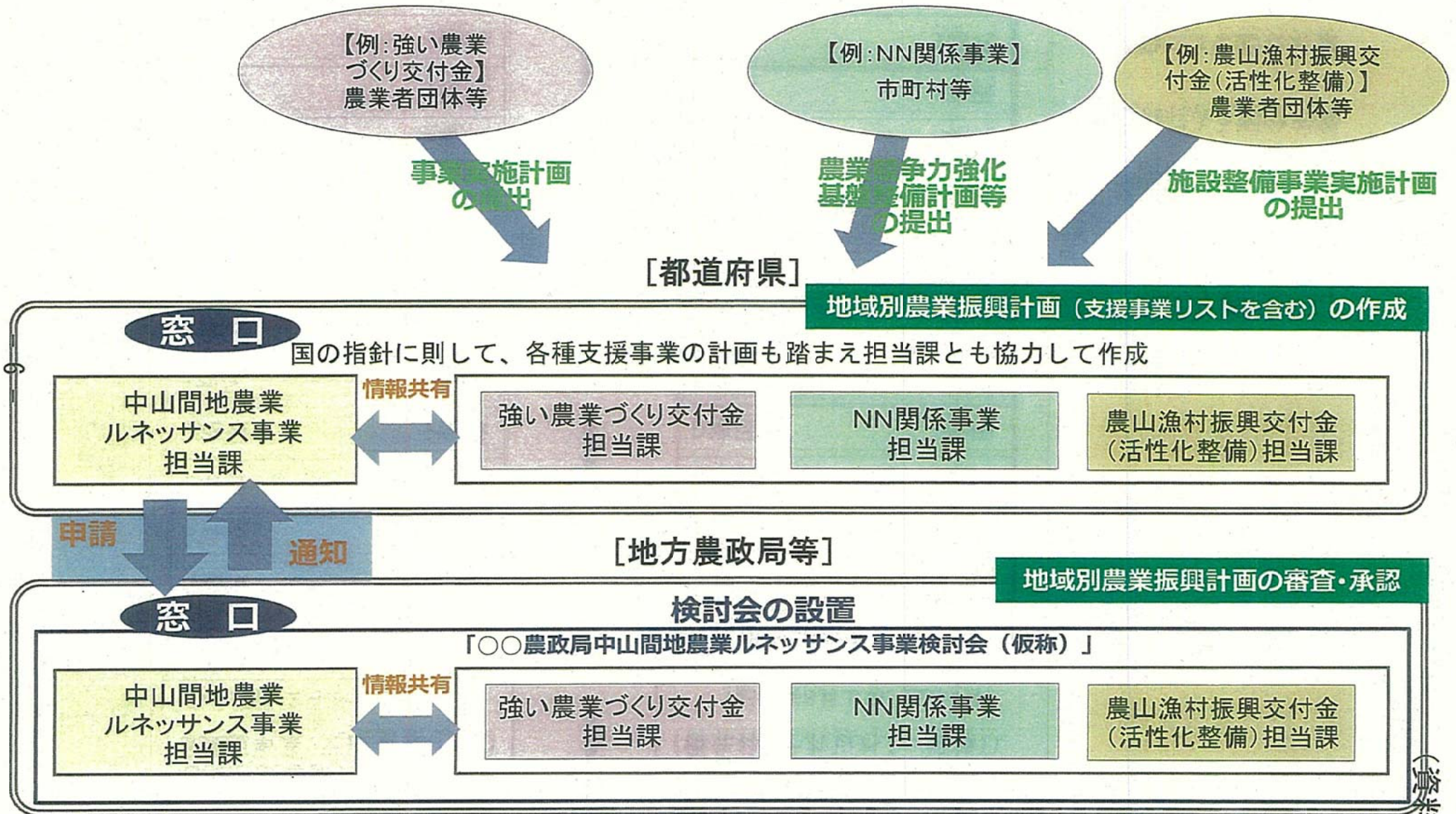
2. 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

注：点線枠で囲まれた部分は平成30年度拡充内容。

【農林水産省資料より抜粋】

地域別農業振興計画承認の手続きフロー（イメージ）



【農林水産省資料より抜粋】

(資料3)